

## 議案第13号

### 財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和 8年 6月18日提出

俱知安町長 文字一志

### 記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1. 名称、種類、数量 | 大型提示装置 一式                                  |
| 2. 契約の目的    | 俱知安町立小学校における学習用大型提示装置の購入                   |
| 3. 契約の方法    | 指名競争入札の結果落札                                |
| 4. 契約金額     | 13,420,000円                                |
| 5. 契約の相手方   | 虻田郡俱知安町南5条東1丁目<br>株式会社川端文化堂<br>代表取締役 川 端 慶 |

## 財産取得に係る資料

1. 名称・数量 大型提示装置（電子黒板）  
GMS-P5-65UPN（65型ワイド）：32台  
大型提示装置設置台(ディスプレイスタンド)  
GMS-ST41W：32台
2. 納入場所 倶知安小学校 11台 ・ 北陽小学校 7台  
東小学校 7台 ・ 西小学校 7台
3. 納入期限 令和 8年 9月30日
4. 入札年月日 令和 8年 6月 2日
5. 指名業者 株式会社 本間商店  
株式会社 川端文化堂  
有限会社 平和事務機  
矢橋商店



大型提示装置（GMS-P5-65UPN）および設置台（GMS-ST41W）